

タブレット端末を

使うための南小5つの約束

- ① タブレット端末は、みんなのものです。
大切に使います。
- ② 授業で使うときは、先生の話をよく聞きます。
- ③ 動かなくなったり、壊れたりしたら、
先生やお家の人に知らせます。
- ④ 人が傷つくようなことはしません。
- ⑤ ID やパスワードを他の人に教えてはいけません。



タブレット端末を使って、友達と学び合い、

自分の考えを深めましょう。

しりつみなみうらわしょうがっこう さいたま市立南浦和小学校 タブレット端末使用のルール

タブレット端末はみなさんの学習に役立てるために学校（さいたま市）から貸し出されるものです。みなさんの学習をより豊かにしていくために、タブレット端末を上手に活用していくことが大切です。ルールを守り、タブレット端末を「安心・安全・快適」に活用していきましょう。

1 使う目的

貸し出すタブレット端末は、学習活動のために使います。タブレット端末を上手に使い、自分の学習に役立てていきましょう。

2 使用できる人

自分が借りたタブレット端末を使用できるのは、本人のみです。他の人に貸したり、他の人から借りたりすることはしません。

3 使用するときのルール … タブレット端末は学校（さいたま市）から借りているものです。大切に使いましょう。

(1) 使う場面や時間…タブレット端末は、学校と家庭でのみ使用します。

【学校で使うとき】

- ・学校では授業で使います。
- ・授業時間外で使用する場合は、担任の先生など、先生の許可を受けてから使います。
- ・使用後は決められたタブレット保管庫に片づけます。

【家庭で使うとき】

- ・宿題や家庭学習でのみ使います。
- ・家庭で使用する時間は、家の人とよく話し合っ規則を決めて使しましょう。
- ・使用が終わったら、家の人目の届くところに置いて、充電しておきましょう。
- ・登下校中は使用しません。

(2) 気を付けること

- ・使用する前は石けんで手を洗きましょう。
- ・歩きながらの操作はやめましょう。
- ・健康のため、タブレット端末を使用するときは、休けいを取りながら使しましょう。
目を画面に近づけすぎたり、長時間使用したりしないようにしましょう。
- ・タブレット端末はていねいに扱い、落としたり、水にぬらしたり、重たいものを上にのせたりしないようにしましょう。

- ・タブレット端末の画面はタッチパネルになっています。
刃物や鉛筆など先のとがったものでこすったり、押ししたりしないようにしましょう。
- ・飲食しながらの操作はしないようにしましょう。
- ・画面をきれいにするときは「柔らかい布」で拭きましょう。
- ・故障かな？と思われるときや、壊れたときは、すぐに担任の先生に知らせましょう。

(3) やってはいけないこと (禁止事項)

学校貸出用タブレット端末は学習活動で使うことを目的としていますので、

トラブルを未然に防ぐためにも、次のこと (禁止事項) は絶対にしないようにしてください。

きんしじこう <禁止事項>

- ① 自分のタブレットを他の人に貸したり、他の人から借りたり、操作したりすること。
- ② 自分のID やパスワードを他の人に教えたり、他の人のID やパスワードを利用して使用したりすること。(不正アクセス行為と言って法律で禁止されています)
- ③ タブレット端末にシールを貼ったり、文字や絵などを書いたりすること。
- ④ 先生の許可なく、画像や動画を撮影したり、録音したりすること。
- ⑤ 他人が作った作品や、他人の顔写真などを本人とその保護者の許可なく使用すること。
- ⑥ 自分や他人の個人情報 (名前や住所、電話番号など) をインターネット上にあげ、他人が自由に見られる状態にすること。
- ⑦ 相手の心を傷つけたり、いやな思いをさせたりすること。
- ⑧ 音声、音楽、画像、動画、ソフトウェア、アプリ等を、学校の許可なくダウンロードしたり、アップロードしたりすること。
- ⑨ メールの登録、ファイルの配信、ツイッターや Facebook、LINE など、SNS、課金の伴うサービスを利用すること。



4 その他 ~ 保護者のみなさまへ ~

- ・家庭に持ち帰った際のインターネットへの接続については、各家庭の Wi-Fi 環境が利用できるようご協力をお願いします。
- ・この活用のルールに反した場合や、学校の事情などによりやむを得ない場合は、タブレットの貸し出しを停止することがあります。
- ・この使用のルールは、令和3年11月1日現在のものであり、今後、新たなルールが加わったり、ルールの変更があったりした場合はその都度お知らせいたします。